

信濃町議会議員選挙及び信濃町長選挙における 選挙公営制度について

■公費負担制度とは

この制度は、信濃町議会議員選挙及び信濃町長選挙に関して、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」及び「選挙運動用ポスターの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、**信濃町が候補者と契約された契約業者等に直接その費用をお支払する制度**です。

■対象となる候補者

この選挙公営制度においては、**町が公費負担する候補者は供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。**

供託物を没収される候補者については、すべて候補者の自己負担となります。

- ◆町議会議員選挙における供託物没収点・・・有効投票数÷議員定数（12人）×1/10
- ◆町長選挙における供託物没収点・・・有効投票数×1/10

■公費負担額限度額

1. 選挙運動用自動車の使用に関して公費負担の対象となる契約

区分	公費負担の対象	限度額
自動車の借上げ契約	選挙運動自動車として使用した料金	15,800 円/日×5 日=79,000 円
燃料の供給契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	7,560 円×5 日=37,800 円 (選挙期間を通じた上限額)
運転手の雇用契約	選挙運動用自動車の運転手への報酬	12,500 円/日×5 日=62,500 円

※原則として同一生計親族との契約はいずれも対象外です。

※上記契約のいずれとも併用はできませんが、一般乗用旅客自動車運送事業者（緑ナンバー自動車を使用する事業者）とのハイヤーやタクシー等の借上げ契約も可能です。（64,500円/日×5日）

※日数は告示日から投票日の前日までの期間であり、**無投票選挙となった場合は告示日の1日のみ**となります。

2. 選挙運動用ビラの作成に関する経費の負担

選挙種別	上限単価	上限枚数	限度額
町議会議員選挙	7.51 円/枚	1,600 枚	12,016 円
町長選挙		5,000 枚	37,550 円

3. 選挙運動用ポスターの作成に関する経費

上限単価	上限枚数	限度額
$(525.06 \text{ 円} \times \text{掲示場数} + 75,000) \div \text{掲示場数}$ =1,323 円/枚	94 枚 (掲示場数)	124,362 円

※ビラ及びポスターについては上限単価と上限枚数のいずれもが制限となり、単価×枚数の積が限度額内であれば全額が公費負担の対象となるものではありませんのでご注意ください。

■対象となる期間

立候補の届出のあった日から、選挙期日の前日まで (=選挙運動のできる期間) が公費負担の対象期間となります。また、無投票当選となることになった場合は告示日に限り公費負担の対象期間となります。

◆町議会議員選挙及び町長選挙における選挙期間・・・5日間

■有償契約について

選挙公営制度を候補者が利用するためには、あらかじめ各契約事業者等と契約をした上で、これについて町選挙管理委員会に届出をする必要があります。町選挙管理委員会では、[契約書様式の参考例を示していますが、これはあくまで参考に留まり、契約は当事者間の責任となります。](#)

■条例で定めた限度額を超える請求について

条例で定められた限度額を超える部分は、候補者が契約業者等へ支払うこととなります。

■町への請求について

投票日の翌日以降の請求により、お支払い手続きをいたします。[請求書以外に候補者から契約事業者等へ提出される証明書や確認書の添付が必要となります。](#)請求前に候補者から必要書類を受領した上で町へご請求ください。